

ホームヘルプステーション助さん運営規程
指定第1号訪問事業（訪問型サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会が開設するホームヘルプステーション助さん（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 訪問型サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|------|-----------------|
| 1 名称 | ホームヘルプステーション助さん |
| 所在地 | たつの市龍野町堂本260-1 |

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|----|
| 1 管理者 | 1名 |
|-------|----|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- | | | |
|-------------|-------------------------------------|------|
| 2 サービス提供責任者 | 介護福祉士・ヘルパー1級課程修了者または3年以上介護の業務に従事した者 | 2名以上 |
|-------------|-------------------------------------|------|
- サービス提供責任者は、事業所に対する訪問型サービスの利用申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- | | | |
|----------|---------|------------|
| 3 訪問介護員等 | 介護福祉士 | 3名以上（常勤換算） |
| | 2級課程修了者 | 1名以上（常勤換算） |
- 訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容)

第6条 訪問型サービスで提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

- (1) 生活援助
- (2) 身体介護

(利用料等)

第7条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町が定める基準による額とし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別添料金表のとおり。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 事業所区域を超えた地点から、1回 590円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する皆の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、たつの市、揖保郡（太子町）、相生市、姫路市（勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）区域とする。

(虐待の防止等)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第12条 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 当事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき皆を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 5 当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年12月25日から施行する。

この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和8年 4月 1日から施行する。